

各支給認定保護者の皆様

東小針認定こども園

令和7年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和7年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第1項(第 50 条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和7年度の実績を御報告するものです。
(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

東小針認定こども園 設置者様

新潟市役所幼保運営課

令和7年度の公定価格の額について

貴施設(事業)における令和7年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

■教育標準時間認定児童(1号認定児童) 単位:円

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	242,938	242,938	221,968
5月	242,938	242,938	221,968
6月	242,938	242,938	221,968
7月	233,238	233,238	212,268
8月	231,518	231,518	210,548
9月	231,518	231,518	210,548
10月	230,018	230,018	209,048
11月	230,018	230,018	209,048
12月	291,458	228,718	207,748
1月	293,238	230,498	209,528
2月	290,298	227,558	206,588
3月	298,658	235,918	214,948

■保育認定児童(2号3号認定児童) 単位:円

	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	238,860	233,710	157,730	152,480	137,650	132,400	81,810	76,470	61,740	56,360
5月	238,860	233,710	157,730	152,480	137,650	132,400	81,810	76,470	61,740	56,360
6月	238,860	233,710	157,730	152,480	137,650	132,400	81,810	76,470	61,740	56,360
7月	238,860	233,710	157,730	152,480	137,650	132,400	81,810	76,470	61,740	56,360
8月	238,820	233,670	157,690	152,440	137,610	132,360	81,770	76,430	61,700	56,320
9月	238,790	233,640	157,660	152,410	137,580	132,330	81,740	76,400	61,670	56,290
10月	238,800	233,650	157,670	152,420	137,590	132,340	81,750	76,410	61,680	56,300
11月	238,800	233,650	157,670	152,420	137,590	132,340	81,750	76,410	61,680	56,300
12月	238,790	233,640	157,660	152,410	137,580	132,330	81,740	76,400	61,670	56,290
1月	239,220	234,070	158,090	152,840	138,010	132,760	82,170	76,830	62,100	56,720
2月	238,790	233,640	157,660	152,410	137,580	132,330	81,740	76,400	61,670	56,290
3月	252,800	247,650	171,670	166,420	151,590	146,340	95,750	90,410	75,680	70,300

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍回数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。

(注)副食費徴収免除対象者については、1号認定児童は別途245×実施日数(20を超える場合には20)、2号認定児童は別途4,900を追加。